

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金申請書（請求書）

（子育て世帯への加算分）

大村市長 様

受付印

裏面の【誓約・同意事項】の全てに誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者（世帯主）

（フリガナ） 氏名	生年月日	現住所
	明治・大正・ 昭和・平成・令和 年 月 日	電話 ()

2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和5年12月1日時点の世帯全ての構成員について記載

○令和5年1月1日時点の住所が現住所と異なる方は、令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する令和5年度住民税課税証明書を提出してください。

（該当する方全員分。ただし、収入がない15歳（令和5年4月1日現在）以下の方は除く。）

○住民税課税証明書の提出がない場合は、この給付金を支給することができません。

	（フリガナ） 氏名	申請者との続柄 生年月日	令和5年1月1日 時点の住所	異なる場合には 令和5年1月1日時点の住所を記載	令和5年度 住民税均等割 課税状況
	1	(申請者)	本人	<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる	
2			<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
3			<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
4			<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
5			<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告

3. 振込口座

※支給口座は、原則、世帯主名義のものに限ります。

※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

※本人確認書類及び通帳（口座番号、名義が記載された見開きページ）等の写し（コピー）を添付してください。

※金融機関で口座開設ができない等、どうしても口座による受け取りが困難な方は、大村市福祉総務課給付金担当までお問い合わせください。

※連絡先 電話：0957-46-5256

（受付時間 9時～17時（土日祝を除く））までお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、チェック欄（□）にチェック（✓）してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

① 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（追加分）（住民税均等割のみ課税世帯分）（以下「給付金（住民税均等割のみ課税世帯分）」という。）の支給要件（※）に該当します。

※ 給付金（住民税均等割のみ課税世帯分）の支給対象となるには、以下のア～ウの要件を全て満たすことが必要です。

ア 世帯の全員が、令和5年度住民税均等割のみ課税である。

イ 住民税が課税（均等割り課税を含む）されている他の親族等（親・子・配偶者など）の扶養を受けている者だけで構成される世帯ではない。

（注） 住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。

ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。

② 世帯の中に、住民税が課税（均等割り課税を含む）となる所得があるのに未申告である者はいません。

③ 既に電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（追加分）の支給を受けた世帯ではありません。

④ 給付金（住民税均等割のみ課税世帯分）の支給要件の該当性等を審査等するため、本市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

⑥ この申請書は、本市において支給決定をした後は、給付金（住民税均等割のみ課税世帯分）の請求書として取り扱います。

⑦ 申請書に不備があり必要な修正が行われない場合又は本市が支給決定をした後、申請書（請求書）の不備による振込不能等の事由により支払が完了しない場合で、市が定める期限までに、本市が申請・請求者と連絡・確認が取れなかった場合は、給付金（住民税均等割のみ課税世帯分）が支給されないことに同意します。

⑧ 給付金（住民税均等割のみ課税世帯分）の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金（住民税均等割のみ課税世帯分）の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金（住民税均等割のみ課税世帯分）を返還します。

【 提出書類 】

○ 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（追加分）申請書（請求書）（住民税均等割のみ課税世帯分）（本書）

※必要事項を記入してください。

○ 『申請・請求者本人確認書類の写し（コピー）』

※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証またはパスポート等の写し（コピー）を提出してください。

○ 『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』

※通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人（カナ）を確認できる部分（通帳の場合、見開きページ）の写し（コピー）を提出してください。

○ （令和5年1月1日時点の住所が現住所と異なる方全員分）

令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和5年度住民税課税証明書』の写し（コピー）

※収入がない15歳（令和5年4月1日現在）以下の方は提出不要です。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。
（チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。）

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者（世帯主）氏名